

NEWS RELEASE



T&Dフィナンシャル生命

2024年3月1日

各位

みずほ銀行・みずほ信託銀行にて変額終身保険（災害加算・I型）
～販売名称『ハイブリッド 終身 セレクト』～の販売を開始

ハイブリッド 終身 セレクト

生前贈与プラン

自分受取プラン

変額終身保険(災害加算・I型)

T&D保険グループのT&Dフィナンシャル生命保険株式会社（社長：森中 哉也）は、2024年3月1日より、下記2金融機関にて、『変額終身保険（災害加算・I型）～販売名称「ハイブリッド 終身 セレクト」～』の販売を開始しますのでお知らせいたします。

販売開始日	取扱金融機関名称
2024年3月1日	株式会社みずほ銀行（頭取：加藤 勝彦）
	みずほ信託銀行株式会社（社長：梅田 圭）

「ハイブリッド 終身 セレクト」は、「投資信託」と「生命保険」の融合により、人生100年時代の自助努力による資産形成をサポートする円建の一時払変額終身保険です。

長期分散投資による資産形成と、長生きへの備えのサービスとして資産承継、資産管理機能に特化した商品で、ご自身やご家族のために介護・認知症や相続に備えられます。本商品の主な特徴は、別紙をご参照ください。

今後も引き続き、お客さまの視点に立ち、お客さまにとって魅力的な商品・サービスの提供に努めてまいります。

1. 販売商品

変額終身保険（災害加算・I型）

販売名称『ハイブリッド 終身 セレクト』

2. 販売開始日

2024年3月1日

以上

本件に関するお問い合わせ先

企画部 広報課 電話：03-6745-6808

さあ、保険の新次元へ。

T&D 保険グループ

I 「ハイブリッド 終身 セレクト」の主な特徴

Point1

お客さまのニーズにあわせてプランをお選びいただきます

生前贈与プラン

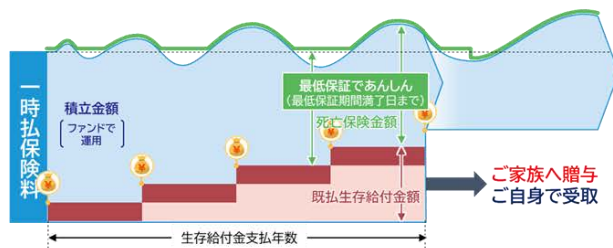
運用を楽しみながら、ご指定いただいたタイミングから大切な人に贈与ができるプラン

自分受取プラン

大切なご資産の寿命の延伸を図り、ご指定いただいたタイミングから受取れるプラン

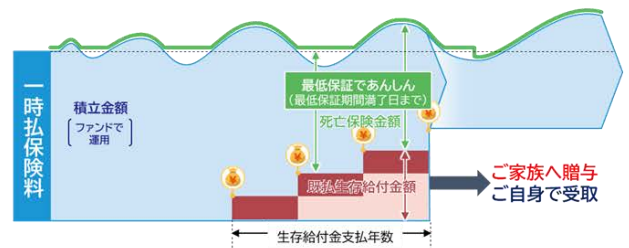
【イメージ図】

即時で贈与もしくは年金受取を開始



【イメージ図】

ご指定の日から贈与もしくは年金受取を開始



- ご指定の日から贈与もしくは年金受取をする場合、ご指定の日は年単位の契約応当日になります。
- どちらのプランも生存給付金支払の中断・再開が可能です。再開後の生存給付金支払日は年単位の契約応当日になります。
(中断している間も特別勘定(ファンド)での運用は継続します)

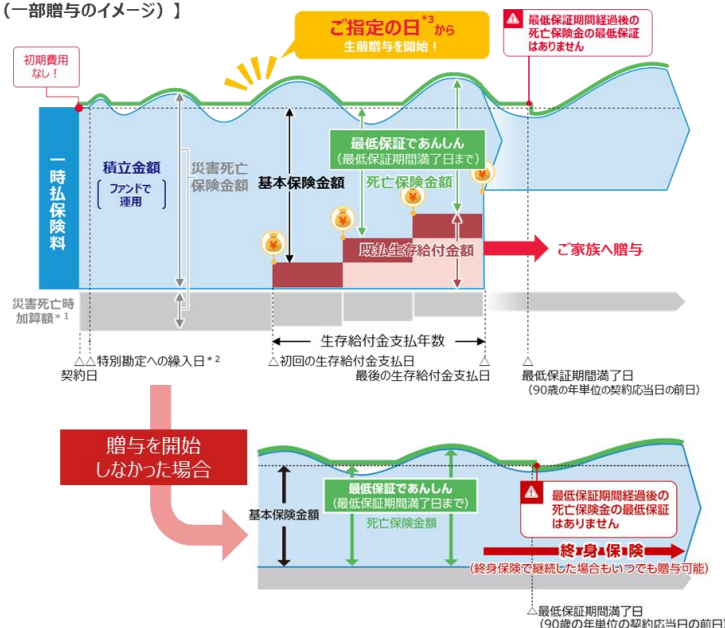
※ 仕組図について、くわしくは「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）兼商品パンフレット」をご覧ください。

Point2

ご指定のタイミングで贈与を開始できる「ゆくゆく贈与」も選べます

- 終身保険として運用は継続されていますので、いつでも贈与や自分受取の開始が可能です

【しくみ図（一部贈与のイメージ）】



- * 1 基本保険金額に 10% を乗じた金額。
 * 2 申込日からその日を含めて 8 日目、契約日、承諾日のいずれか遅い日末に特別勘定に繰り入れます。
 * 3 年単位の契約応当日でご指定いただけます。

※ 積立金額の全額を受け取ることもできます。しくみ図（イメージ）は、減額等があった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。

Point3

5本の特別勘定（ファンド）から選択できます

- 投資対象やリスク水準の異なる国内外の株式・債券・REIT（不動産投信）を投資対象としたファンドの中から1本を選択します。



- 契約時の費用は不要。さらにファンド間のスイッチングは年12回まで無料です。
（年13回目からは1回につき1,000円の費用がかかります。）

Point4

介護・認知症保障にそなえた機能もお選びいただけます

- 「介護認知症年金支払移行特約」を活用することで、公的介護保険制度の「要支援1」以上に認定または「認知症」と診断確定された場合、解約払戻金の全部を原資として、介護認知症年金が受け取れます。
- 要介護状態や認知症になり、本人が預金の引出等を行なうことができないこともあります。
「指定代理請求特約」を活用することで、そのような事態にそなえることができます。
- 「介護コンシェル」*1をご活用いただくことで、人生100年時代の長く充実したお客さまの老後をサポートします。

* 1 「介護コンシェル」は株式会社インターネットインフィニティが提供するサービスです。ケアマネジャーの紹介や認知症予防ツールの提供等、個々の事情に応じた最適な介護・認知症サポートサービスを提供しています。

Ⅱ ファンドラインナップ

- 投資目的や投資スタイルにあわせて、投資対象やリスク水準の異なる国内外の株式・債券・REIT（不動産投信）を投資対象としたファンドの中から1本をご選択いただきます。
- 一時払保険料の全額（契約時費用なし）を特別勘定で運用します。

	投資信託の運用方針	ベンチマーク	運用に関する費用*1
バランスファンド	バランス標準型 たわらノーロード バランス(標準型) (アセットマネジメントOne株式会社)	なし	年率0.143% (税抜0.130%)
	バランス積極型 たわらノーロード バランス(積極型) (アセットマネジメントOne株式会社)	なし	年率0.143% (税抜0.130%)
株式ファンド	国内株式型 たわらノーロード 日経225 (アセットマネジメントOne株式会社)	日経平均株価 (日経225)	年率0.143% (税抜0.130%)
	世界株式型 たわらノーロード 全世界株式 (アセットマネジメントOne株式会社)	MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス (円換算ベース、配当込み、 為替ヘッジなし)	年率0.1133% (税抜0.103%)
	米国株式型 キャピタル ICA (適格機関投資家用) (キャピタル・インターナショナル株式会社)	なし	年率0.5775% (税抜0.525%)

*1 運用に関する費用は、主な投資対象となる投資信託の信託報酬を記載しています。運用に関する費用には信託報酬の他、信託事務の諸費用・有価証券の売買委託手数料等がかかる場合があります。これらの費用は取引量等によって変動しており、費用の発生前に具体的な金額や割合を確定することが困難なため、表示しておりません。（将来変更される可能性があります）

※ この保険では、販売する募集代理店等により異なる特別勘定グループを取り扱う場合があります。
 ※ 各特別勘定（ファンド）について、くわしくは「特別勘定のしおり」をご覧ください。

Ⅲ 「ハイブリッド 終身 セレクト」の取扱い

	生前贈与プラン・自分受取プラン
契約年齢 (被保険者の契約日の満年齢)	20～85 歳
基本保険金額 (一時払保険料)	500 万円以上、9 億円以下 (1,000 円単位) ^{*1}
生存給付金額	10 万円以上、一時払保険料の 20%以下 (10,000 円単位)
死亡保険金額 (死亡保険金最低保証特約 付加)	死亡日の積立金額または死亡日の基本保険金額のいずれか大きい金額 ※ただし、90 歳の年単位の契約応当日以後は「死亡日の積立金額」
災害死亡保険金額	死亡保険金額＋死亡日の基本保険金額×10%
死亡保険金受取人 生存給付金受取人の 指定範囲	被保険者の配偶者および親族（6 親等内の血族および 3 親等内の姻族） ※生存給付金受取人については、契約者と被保険者が同一人の場合は、上記に加えて契約者の指定も可能
付加できる主な特約	死亡保険金最低保証特約、介護認知症年金支払移行特約、指定代理請求特約
保険料払込方法	一時払
保険期間	終身

*1 同一の被保険者について、基本保険金額（一時払保険料）は「変額終身保険（災害加算・Ⅰ型）」（既に加算されているこの保険を含みます）を通算して 10 億円を超えることはできません。

※ この保険は金融情勢等によっては、一部または複数の契約形態において、お取扱を一時休止する場合があります。

Ⅳ 「ハイブリッド 終身 セレクト」の諸費用・リスク

◇ この保険に係わる費用はつぎの合計となります。

	項目	費用																								
契約締結時	ご契約の締結に必要な費用	ご契約時にご負担いただく費用はありません。																								
保険期間中	保険関係費用	<table><tr><th>経過年数 10 年未満</th><th>経過年数 10 年以上</th></tr><tr><td>年率 1.80%</td><td>年率 0.90%</td></tr></table> 【基本保険金額に対して、保険関係費用（年率）/12 を月単位の契約応当日の前日末に控除】	経過年数 10 年未満	経過年数 10 年以上	年率 1.80%	年率 0.90%																				
		経過年数 10 年未満	経過年数 10 年以上																							
	年率 1.80%	年率 0.90%																								
	死亡保険金を最低保証するために必要な費用	死亡保険金を最低保証するために必要な費用です。 年率 0.0230%～15.3015% （被保険者の年齢・性別により異なります。） 【基本保険金額と積立金額の差額に対して、死亡保険金を最低保証するために必要な費用（年率）／365 を乗じた金額を計算し、月単位の契約応当日の前日末に控除】 ※積立金額が基本保険金額を下回っている日のみが対象となります。																								
	運用に関する費用	各特別勘定ごとに下記のとおりとなります。 【各特別勘定の主な投資対象となる投資信託の信託財産に対して、運用に関する費用* ¹ （年率）/365 を毎日控除】																								
積立金移転費	1 保険年度の移転回数に応じてつぎのとおりとなります。 ① 12 回以下:無料 ② 13 回以上:13 回目から 1 回につき 1,000 円 【移転時に毎回控除】																									
解約または減額をした場合	解約または減額をした場合に 必要な費用	契約日から 10 年未満で解約または減額される際には、経過年数に応じてつぎの解約控除率（下表）がかかります。 <table><tr><th>経過年数</th><th>1 年未満</th><th>1 年以上 2 年未満</th><th>2 年以上 3 年未満</th><th>3 年以上 4 年未満</th><th>4 年以上 5 年未満</th></tr><tr><td>解約控除率</td><td>3.50%</td><td>3.15%</td><td>2.80%</td><td>2.45%</td><td>2.10%</td></tr></table> <table><tr><th>経過年数</th><th>5 年以上 6 年未満</th><th>6 年以上 7 年未満</th><th>7 年以上 8 年未満</th><th>8 年以上 9 年未満</th><th>9 年以上 10 年未満</th></tr><tr><td>解約控除率</td><td>1.75%</td><td>1.40%</td><td>1.05%</td><td>0.70%</td><td>0.35%</td></tr></table> ※契約日の 10 年後の契約応当日以降は、解約控除率はありません。	経過年数	1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満	解約控除率	3.50%	3.15%	2.80%	2.45%	2.10%	経過年数	5 年以上 6 年未満	6 年以上 7 年未満	7 年以上 8 年未満	8 年以上 9 年未満	9 年以上 10 年未満	解約控除率	1.75%	1.40%	1.05%	0.70%	0.35%
経過年数	1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満																					
解約控除率	3.50%	3.15%	2.80%	2.45%	2.10%																					
経過年数	5 年以上 6 年未満	6 年以上 7 年未満	7 年以上 8 年未満	8 年以上 9 年未満	9 年以上 10 年未満																					
解約控除率	1.75%	1.40%	1.05%	0.70%	0.35%																					
年金支払移行特約（Ⅰ型）、新遺族年金支払特約、介護認知症年金支払移行特約により年金をお受取になる場合	年金の支払管理等に必要な費用	年金額に対して 1.0%の範囲内で定める率* ²																								

*1 運用に関する費用については、「◆各特別勘定ごとの運用に関する費用」の表をご覧ください。

*2 年金の支払管理等に必要な費用は、年金支払開始日に 1.0%の範囲内で毎年の費用を当社が定めます。

なお、年金の支払管理等に必要な費用は年金支払開始日に定める率を用いるため、ご契約時には定まっておりません。

また、年金の支払管理等に必要な費用は将来変更される可能性があります。

◆各特別勘定ごとの運用に関する費用（※）

特別勘定	費用
バランス標準型	年率 0.143%（税抜 0.130%）
バランス積極型	年率 0.143%（税抜 0.130%）
国内株式型	年率 0.143%（税抜 0.130%）
世界株式型	年率 0.1133%（税抜 0.103%）
米国株式型	年率 0.5775%（税抜 0.525%）

（※） 主な投資対象となる投資信託の信託報酬を記載しています。運用に関する費用には信託報酬の他、信託事務の諸費用・有価証券の売買委託手数料等がかかる場合があります。これらの費用は取引量等によって変動しており、費用の発生前に具体的な金額や割合を確定することが困難なため、表示していません。なお、運用に関する費用は、将来変更される可能性があります。

◇この保険のリスクについて

この保険は、特別勘定の運用実績に基づき、災害死亡保険金額・死亡保険金額・積立金額・解約払戻金額等が日々変動（増減）する変額終身保険（生命保険）です。

特別勘定の資産運用は、主に株式・債券等に投資をする投資信託を通じて行なわれるため、特別勘定の運用実績は株価や債券価格等により変動します。そのため、つぎの金額について一時払保険料を下回ることがあります。

- 死亡保険金最低保証特約による最低保証期間経過後に災害死亡保険金または死亡保険金のお支払事由に該当した場合、災害死亡保険金額または死亡保険金額とお支払事由が生じた生存給付金を累計した金額の合計は、特別勘定の運用実績により、一時払保険料を下回る可能性があります。
- 解約払戻金額とお支払事由が生じた生存給付金を累計した金額の合計は、特別勘定の運用実績および解約控除率の適用により、一時払保険料を下回る可能性があります。

※ お客さまがスイッチングを行なった際には、選択した特別勘定の種類によっては基準となる指標やリスクの種類が異なることとなりますのでご注意ください。

以上

本資料はニュースリリースであり、保険の募集を目的としておりません。
この保険のご検討・ご契約にあたっては、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」、「ご契約のしおり・約款」および「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。